

令和7年 第3回

仁 木 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開 会 令和7年9月24日（水）

閉 会 令和7年9月24日（水）

仁 木 町 議 会

令和7年第3回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 令和7年9月24日（水曜日）午前 9時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | | |
|-------|----------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 | |
| 日程第3 | 会期の決定 | |
| 日程第4 | 諸般の報告 | |
| 日程第5 | 行政報告 | |
| 日程第6 | 報告第1号 | 令和6年度決算に基づく健全化判断比率報告書 |
| 日程第7 | 報告第2号 | 令和6年度決算に基づく資金不足比率報告書 |
| 日程第8 | 一般質問 | 泊原発再稼働に伴う防災計画について（上村智恵子議員） |
| 日程第9 | 議案第1号 | 令和6年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第2号 | 令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第3号 | 令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第4号 | 令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計決算認定について |
| 日程第13 | 議案第5号 | 令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第6号 | 令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第7号 | 令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議案第8号 | 仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第17 | 議案第9号 | 仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第18 | 議案第10号 | 仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第19 | 議案第11号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について |
| 日程第20 | 議案第12号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について |
| 日程第21 | 議案第13号 | 北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について |
| 日程第22 | 議案第14号 | 令和7年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の締結について |
| 日程第23 | 同意第4号 | 仁木町教育委員会委員の任命について |
| 日程第24 | 同意第5号 | 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第25 | 意見案第3号 | 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書 |
| 日程第26 | 意見案第4号 | 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書 |
| 日程第27 | 意見案第5号 | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 |
| 日程第28 | 委員会の閉会中の継続審査 | |
| 日程第29 | 委員会の閉会中の所管事務調査 | |

令和7年第3回仁木町議会定例会会議録

開 会 令和 7年 9月24日 (水) 午前 9時30分
 閉 会 令和 7年 9月24日 (水) 午後 1時30分

議 長 横 関 一 雄

副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（7名）

2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生 5 番 野 崎 明 廣
 6 番 宮 本 幹 夫 7 番 上 村 智恵子 8 番 嶋 田 茂
 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（2名）

1 番 前 田 春 奈 4 番 佐 藤 秀 教

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	産 業 課 長	浜 野 崇
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	桂 下 友 芳
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 参 事	関 雅 樹
総 務 課 参 事	濱 田 敬 司	教 育 次 長	和 田 秀 文
財 政 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 会 長	木 田 憲 一
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(浜 野 崇)
企 画 課 長	奈 良 充 雄	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	菅 敦
住 民 環 境 課 長	本 多 弘 一	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
福 祉 課 長	菊 地 健 文	代 表 監 査 委 員	原 田 修
福 祉 課 参 事	浜 野 公 子	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 松 岡 亜 希

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）皆さんおはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、7名です。前田議員並びに佐藤議員より欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達していますので、只今から、令和7年第3回仁木町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、3番・木村議員及び5番・野崎議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員長（木村章生）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり9月10日水曜日、並びに9月24日水曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告2件、議案14件、同意2件、意見書3件の計21件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が1名から1件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6から第7の報告については、2件を一括議題とし、報告を受けます。日程第8の一般質問については、通告に従って上村議員1件です。日程第9から第12の決算認定については、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選をお願いいたします。特別委員会の名称は、令和6年度各会計決算特別委員会、委員数は議長及び長期欠席中の前田議員を除く全議員7名でございます。日程第13から第15の補正予算については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第16から第18の条例改正については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第19から第21の規約変更については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第22の請負契約については、即決審議をお願いいたします。日程第23から第24の同意については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第25から第27の意見書については、いずれも即決審議をお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配付のとおりでございます。日程第28・委員会の閉会中の継続審査、日程第29・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配付のとおり、各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。令和7年第3回仁木町議会定例会招集日は、本日9月24日水曜日、会期は開会が9月24日水曜日、閉会が9月26日金曜日の3日間といたします。なお、25日木曜日は休会といたします。

最後に、当面する行事予定についてはお手元に配付のとおりでございます。以上、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、9月24日から9月26日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日、9月24日から9月26日までの3日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第2項の規定に基づき、9月25日を休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、9月25日は休会とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

諸般の報告については、本会議場での報告を省略いたします。なお、お手元に報告書を配付しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和7年第3回仁木町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和7年第3回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員、木田農業委員会会長、菅選挙管理委員長におかれましても、万障お繰り合

せの上、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

厳しい夏が終わりに近づき、次第に秋の涼しさを感じる季節となりました。日本の気候は以前と比較しても明らかに変化が生じてきており、温暖化が深刻な状況になっているものと感じます。昨今は記録的な猛暑が続き、雨が極端に降る傾向が強まり、健康被害や豪雨災害のみならず、あらゆる分野に影響を及ぼし、全国各地に被害が拡大しております。平均気温の上昇が水産資源の減少や漁業の不安定化を招き、農産物への高温障害リスクが深刻化するなど、かつての食卓の風景が様変わりする時代に来ていると言っても過言ではありません。今そこにある危機として、日本の食を取り巻く環境は、食料自給率の低さ、後継者・人手不足、気候変動による農業・漁業へのダメージなど抱える課題は枚挙にいとまがない状況であります。持続可能な我が国の食の未来をこれからどのようにして構築すべきか、自分のこととして捉え、早急に対策を講じていかなければなりません。先般農水省が取りまとめた10年後の全国における耕作者未定農地の調査結果が発表されましたが、5割を超える農地が未定農地になるとの厳しい結果となりました。これらの状況を踏まえ、食とエネルギーの自給自足を目指すことが、自立する地域づくり、持続可能な国づくりにつながるものと、大きく舵を取るリーダーが出てくることを連日報道されている今の永田町を見て期待するところであります。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、木村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、報告2件、議案14件、同意2件、計18件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。令和7年第3回仁木町議会定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

はじめに、農作物の生育状況について申し上げます。令和7年産の主な農作物の9月1日現在の生育状況につきましては、ミニトマトは5段目が収穫中、12段目が開花期となっており、収量は昨年より14.1%増となっております。なお、JA新おたるミニトマト集出荷貯蔵施設での8月末における共同選果の状況は、4つの生産組合合わせて約1234トとなり、昨年対比0.7%増と概ね前年並で推移しております。水稻は6月以降大気が不安定な状態が続き、6月から8月までの降水量が平年より112mm多く、加えて7月の月平均気温も24.3度と平年より4.1度高く、過去最高を記録したことから、生育への影響を心配されたところですが、8月15日現在の作柄は「やや良」であった「前年並み」となっており、地域によっては平年より1週間程度早い、8月末から収穫が始まっております。さくらんぼは、満開期は平年よりやや遅くなりましたが、収穫は平年より早く、裂果や病害が比較的少なかったことから品質は良好であった一方、着果量は平年より少なく、早期に収穫が終了する園地も見られました。生食用ぶどうは、ハウス栽培の「シャインマスカット」をはじめ、「デラウェア、パッファロー」の収穫が平年とほぼ同時期に始まっているほか、露地ぶどう「キャンベルアーリー」や醸造用ぶどうの収穫が、平年より20日早く始まっております。しかし、昨年大発生し、大きな被害をもたらした「晚腐病」が、今年も多く園地で散見されているほか、ヒヨドリなどによる食害も広い範囲で発生しており、被害の拡大が心配されるところです。

次に、仁木町就農・農業体験セミナー（トライアルワーク）について申し上げます。8月21日から22日にかけて、町・農業委員会・JA新おたる・農業改良普及センター・指導農業士で構成する、仁木町新規就農受入協議会による、仁木町就農・農業体験セミナー（トライアルワーク）が開催され、町外から3名（2組）の新規就農希望者が参加されました。本事業は、平成30年度から実施しており、今回は5回目の開催で、これまでに21名（16組）が参加し、そのうち6名（5組）の方が就農開始若しくは、受入農家での研修

を開始しております。農業体験セミナーは、自身が希望する作物を作付けしている受入農家の圃場で、生産者から作物の収穫や圃場管理などの指導を受け、実際に農業を体験することで本町での就農を検討していただくことが狙いとなっております。この度のセミナーには、道外からの参加者もいたため、昨年から実施している道外における農業人フェアへの出展による効果によるものと考えております。農業体験終了後には、受入農家や既に町内で営農されている就農者、JA新おたる 森組合長、木田農業委員会会長等との懇談会が催され、私も出席し、本町で就農を希望している方から、仁木町の感想や支援制度への要望など、生の声を聞いてまいりました。今後も、仁木町就農・農業体験セミナー（トライアルワーク）を通じて、本町に対する新規就農希望者が増えていくことを期待しております。

次に、市街地におけるヒグマ出没時の初動対処訓練の実施について申し上げます。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正により、緊急銃猟制度が本年9月1日施行され、住民の日常生活圏において、ヒグマなど危険鳥獣が出没した際、安全管理等の条件の下、市町村長の判断で緊急的に銃猟が可能となりました。これを受け、余市警察署及び北後志5か町村合同で「市街地におけるヒグマ出没時の初動対処訓練」を9月5日に本町を会場に実施いたしました。訓練には、余市警察署中村地域課長をはじめ、各駐在所長、町村担当職員、北後志消防組合や猟友会のハンターなど約30名が参加し、始めに仁木町民センターで図上訓練を行い、その後コンサドーレ仁木パークにおいて、ドローンや模擬銃を用いた実地訓練を実施いたしました。訓練に参加した猟友会ハンターや担当職員から様々な意見や質疑が出され、大変有意義な内容となりました。本年度における本町のヒグマ出没状況につきましては、目撃情報や痕跡などの情報が8月末までに9件寄せられており、緊急銃猟の対象となる状況には達していませんでしたが、出没範囲は広範囲に及んでいます。この度の訓練を基に関係各所と連携を密にし、緊急時においてより迅速で的確な判断が可能となるよう鋭意努めてまいります。

次に、農村公園フルーツパークにき再構築事業及び管理運営業務に係る民間提案について申し上げます。農村公園フルーツパークにき再構築事業につきましては、令和5年度に基本構想を策定し、本年度より、「農村公園フルーツパークにき」における再エネ・省エネ修繕基本計画の策定を進めております。本計画策定に当たり、当該施設の再構築に向け、民間ならではの柔軟かつ創造的なアイデアや地域資源の活用等を取り入れ、町の観光拠点施設として刷新することを目的に、施設の再構築事業及び管理運営業務に係る民間提案を募集したところ、現指定管理者である株式会社自然農園を中心に、株式会社アイビック、アイビック食品株式会社、タカハシアートプランニング株式会社の4者で組織する、「フルーツパークにき再構築事業」を手法とした仁木町活性化プロジェクトチームより提案事業の提出がありました。当提案事業は、当該施設を「フルーツとワインが織りなす、体験・交流・滞在型観光拠点」として再構築し、施設の魅力向上と通年利用の促進を基本方針に、再生可能エネルギーを活用した、持続可能な循環型拠点の形成を目指す内容となっております。当提案事業について、仁木町民間提案制度実施要綱に基づき、仁木町民間提案審査委員会においてプレゼンテーション審査を行った結果、委員9名の合計評点が615点、平均評点は68.3点となり、農村公園フルーツパークにき再構築事業及び管理運営民間提案実施要領に定める採択基準60%を超える評点となったことから、当該提案事業を採択することとし、9月11日に、その旨を提案事業者へ通知することと併せて、町ホームページ上において審査結果を公表いたしました。今後は、採択事業の内容を踏まえつつ、町が並行して策定する修繕基本計画と調整を図りながら、事業の具体化を進めてまいります。

行政報告は以上であります。別途お手元には、入札結果一覧表（議案第14号関連）、令和7年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和7年第3回仁木町議会定例会教育行政報告について申し上げます。

はじめに、令和7年度全国学力・学習状況調査について申し上げます。義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象とした文部科学省による全国学力・学習状況調査が4月17日に実施され、本町におきましては、小学校で2校24名、中学校で2校25名が参加いたしました。本年度の調査科目につきましては、小学校は国語、算数及び理科、中学校は国語、数学及び理科となっております。主な出題傾向につきましては、小学校の国語では目的や意図に応じて自分の考えをまとめたり文章と図を結びつける問題、算数では2次元の表からデータの特徴を読み取る問題、理科では実験の方法を発想したり結果を予想する問題、中学校の国語では手紙を書く場面において読み手の立場に立って文章を整える問題、数学では数量を文字にて表現することや一次関数の変化量についての問題、理科では電流・電圧・抵抗に関する知識及び技術を活用できるかなどが問題となりました。8月末に調査結果が文部科学省から通知されており、大まかな結果につきましては、小学校については、算数が全国平均を上回っていましたが、国語、理科が全国平均を下回る結果でありました。しかし、国語の「言葉の特徴や使い方に関する事項」「我が国の言語文化に関する事項」は全国平均を上回る結果となっております。中学校については、数学が全国平均を下回る結果となりましたが、国語、理科が全国平均を上回る結果であり、特に国語の「言葉の特徴や使い方に関する事項」「話すこと・聞くこと」の分野は優秀な結果となっております。なお、令和元年度から全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」へ掲載し結果を公開することとしており、12月に発表される予定となっております。

次に、仁木水泳プールの利用状況結果について申し上げます。仁木水泳プールにつきましては、7月7日から8月27日までの52日間の開設を見込んでいましたが、水位が安定しない状況が続いていたので、7月18日から8月27日までの41日間の開設となりました。開設期間中は、概ね好天に恵まれ延べ660名の利用となり、事故もなく無事終了しております。来年度におきましては、予定通り開設できるよう取り組んでまいります。以上で、令和7年第3回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

令和6年度決算に基づく健全化判断比率報告書

日程第7 報告第2号

令和6年度決算に基づく資金不足比率報告書

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『令和6年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び日程第7、報告第2号『令和6年度決算に基づく資金不足比率報告書』以上2件を一括議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは一括提案されました2件につきまして、提案説明をさせていただきます。

報告第1号でございます。令和6年度決算に基づく健全化判断比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、実質赤字比率はございません。連結実質赤字比率もございません。実質公債費比率は9.2%で、将来負担比率はありません。

次のページをお開き願います。報告第2号でございます。令和6年度決算に基づく資金不足比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、特別会計の名称は、簡易水道事業会計となっております。資金不足比率はございません。備考といたしまして、経営健全化基準は20%となっております。以上2件を一括提案説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）報告第1号、令和6年度決算に基づく健全化判断比率報告書について、ご説明申し上げます。

地方公共団体の長は、毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を監査委員の審査に付しその意見を付け、議会に報告し公表することが義務付けられており、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご報告いたします。

初めに、実質赤字比率ですが、実質赤字比率は、一般会計を対象に実質収支額が赤字の場合、その赤字額が標準財政規模に対してどのくらいの比率であるかを示すもので、令和6年度の一般会計は赤字決算とはなっていないため、数字には表れず、なし・ハイフン表示となっております。続きまして2列目、連結実質赤字比率は、一般会計の他、町の全会計を対象に実質赤字が発生した場合、その赤字額が標準財政規模に対してどのくらいの比率であるかを示すもので、令和6年度の各会計は赤字決算とはなっていないため、なし・ハイフン表示となっております。続きまして、3列目、実質公債費比率は、その年度の標準財政規模に対して過去に行った借入金の返済に回っている部分など、実質的な公債費がどの程度の大きさであるかを示す比率で、令和6年度は9.2%であり、早期健全化基準である25%を下回っております。最後に4列目、将来負担比率につきましては、町一般会計の借入額を標準財政規模と比べ指標化し将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率で、令和6年度はゼロ以下のため、なし・ハイフン表示となっております。

続きまして、報告第2号、令和6年度決算に基づく資金不足比率報告書について、ご説明申し上げます。公営企業を営営する地方公共団体の長は毎年度資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し公表することが義務付けられており、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご報告いたします。

資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示す比率でございます。本町で該当する公営企業は、簡易水道事業であり、資金不足額は生じていないため、なし・ハイフン表示となっております。なお、お手元には令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての監査委員の審査意見書及び資料を配付させていただ

きましたので、後程ご高覧願います。以上で報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題2件の報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『令和6年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び、報告第2号『令和6年度決算に基づく資金不足比率報告書』を終わります。

日程第8 一般質問

○議長（横関一雄）日程第8『一般質問』を行います。1名の方から1件の質問があります。

『泊原発再稼働に伴う防災計画について』以上1件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）泊原発再稼働に伴う防災計画について。

原子力規制委員会は7月30日、12年間止まっていた泊原発3号機について、再稼働の前提となる新規制基準に「適合している」とした審査書を正式に決定しました。北海道電力は8月7日、「泊発電所の安全対策等に関する説明会」の開催を発表し、仁木町では8月30日に町民センターで開かれましたが、参加人数も少なく4・5人の質問で終わってしまいました。原子力規制委員会が泊原発敷地内の断層が「活断層ではない」との判断を下すまでに8年かかりました。小野有五北大名誉教授は「泊原発の重要施設の大部分は埋立地で大地震時には液状化・地割れ・不同沈下の危険がある。原子炉が岩盤上にあっても原子炉につながる冷却海水管などは埋立地にあり、地震時に破断する危険が高い」等の指摘をしています。これで果たして、泊原発再稼働により安全が保障されるのか疑問を持たざるを得ません。原発から30km圏内（UPZ）の自治体は原発事故時の避難計画作成を義務づけられており、本町も仁木町地域防災計画（原子力防災計画編）を策定し、ホームページにも掲載されております。そこで、以下の点について伺います。

1. 能登地方の地震を踏まえ、原子力規制委員会では家屋倒壊や避難ルートの寸断などは自治体側の検討課題と強調していますが、屋内退避となった場合、避難所の耐震性や気密性に問題はないのでしょうか。
 2. 避難する場合を想定し、北海道と北海道バス協会で「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」を平成27年10月5日付けで施行しているようですが、自治体との協定等はしているのでしょうか。
- また、施行から年数も経ち、近年は運転手不足と言われる中、バスの要請・運行に問題はないのでしょうか。
3. 令和6年度から即戦力となる防災専門職員を採用していますが、住民に対して、防災の専門知識を活かした講演をしていただけないのでしょうか。以上お聞きします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の上村議員からの、泊原発再稼働に伴う防災計画について、の質問にお答えいたします。

1点目の「避難所の耐震性や気密性に問題はないのでしょうか」につきましては、仁木町地域防災計画（原子力防災計画編）において、「屋内退避は、原則として住民等が自宅等の屋内にとどまるもの」とされ

ていることから、原則として住民は自宅に、医療機関や社会福祉施設の入所者においては当該入所施設で屋内退避をすることとしています。

また、昨年1月の能登半島地震を踏まえ、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）において、自然災害との複合災害時における対応が明記されたことから、仁木町地域防災計画（原子力防災計画編）においても同様の修正を行っております。地震による家屋の損壊等により、自宅等での屋内退避が困難な方に対しては、耐震性を満たす指定避難所を活用することとしており、避難所の収容人数は全町民を収容できるものとなっておりますが、より安全な避難が実施できるよう、国や道に対し、建物の耐震化及び放射線防護対策に関する財政支援の拡充などを要望するとともに、例年実施している北海道原子力防災総合訓練において、窓等の開口部の閉鎖など屋内退避における手順の確認を繰り返し行ってまいります。

2点目の「バスの要請・運行に問題はないのでしょうか」につきましては、平成26年9月9日に本町とイナホ観光株式会社との間で「災害時等におけるバス輸送の協力に関する協定書」を締結しており、避難者に対しバスを避難車両又は一時的な避難場所として利用することを目的としていることから、防災訓練を通じてその実効性を確認してまいります。

また、北海道と北海道バス協会で定めた「住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、人員の不足、道路寸断等により陸送ができないなど自治体レベルでの対応が困難な場合には、全国規模の実動組織による支援が実施されることとなっております。

3点目の「防災の専門知識を活かした講演をしていただけないのでしょうか」につきましては、今年度実施する仁木町地域防災訓練において、参加者に対する講習会を実施するほか、町民向けの学習会を予定していることから、時期が近づきましたら広報等でお知らせいたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）1点目ですが、国や道に対し、建物の耐震化及び放射線防護対策に関する財政支援の拡充を要望するとありますが、今現在そういう整った建物はないということなののでしょうか。あるとしたら、どこが防護対策をされているところなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（横関一雄）濱田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）只今のご質問にお答えいたします。

耐震化がされている避難所ということでお答えさせていただきます。町内には21の指定避難所がございます。その中の12施設が耐震化が満たされているということでございまして、仁木小学校、それから仁木中学校、仁木町民センター、仁木保健センター、山村開発センター、交流センターいきいき88、農村公園フルーツパークにき、仁木町すこやか子育て支援センター、大江へき地保育所、仁木町大江コミュニティセンター、銀山小学校、銀山中学校、以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）この間、積丹町の美国小学校の放射線防護施設となっているところの修繕の新聞記事が出ていたんですけれどもね、この放射線防護施設ということで、仁木町ではそういう施設はないのですか。

○議長（横関一雄）濱田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）只今のご質問にお答えいたします。

仁木町につきましては、放射線防護対策施設としては、銀山学園、銀山地区に1施設ございます。以上

です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）それと、8月29日に出ていた財政支援、30km圏内に幅を広げるという、国の補助率が上がるというふうにありましたけれども、もしそういうふうになった場合、道路とか公共施設ということですね、これから建てる銀山小中学校とかコミュニティセンターとかそういうところにもこういう財政支援が使われるということになりますか。

○議長（横関一雄）濱田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）只今のご質問にお答えいたします。

只今のご質問につきましては、おそらく新聞の記事に載っていました特措法が拡充されると、そういったお話だと思います。こちらにつきましては、先般ですね、経済産業省のですね、職員がこちらに訪問されて、内容のご説明があったところです。ただ、経済産業省としましてもですね、その内容についてはこれから詳細が見えてくるということですので、現在ではちょっとお伝えできることはありませんと。新聞の記事には5%上乘せされるというようなことで書いておりましたので、そういったところが今後どういうふうにですね、広がっていくのか、使われるのか、そういったところを注視しながら仁木町としましても、そういった要望を上げてですね、避難路確保に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）それと、防災業務関係の防護対策ということについてなんですけれども、もし原発の事故があった場合について、災害時に役場職員とか消防職員とか団員がね、そういう業務に当たると思うんですけれども、その人方の防護対策というか、線量を測るとかそういうものは用意してあるのでしょうか。

○議長（横関一雄）濱田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）只今のご質問にお答えいたします。

北海道の方からですね、そういった原子力防災に当たる資機材というのを一式支給されておまして、例えばその半面マスクの防護フィルターですとか、あとは防護服、それから只今お話ありました放射線量を確認するためのポケット線量計というものがございまして、それが線量をどれだけ浴びているかということで蓄積された数値が出てきます。その数値に応じてそれ以上活動できるかどうかということで判断するというようになっております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）2点目ですけれども、イナホ観光と協定書を締結したとありますけれども、バスが何台で何人運べるのか、水害の場合とか地震の場合、原発事故の場合、どこで、集合場所で乗せてもらえるのか。車の人はどういう対応をすればいいのか、そんないろんな想定で住民に知らせなければならないと思うんですけれども、そういう手配というのはもうできているのでしょうか。

○議長（横関一雄）濱田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）只今の質問にお答えいたします。

原子力災害においてはですね、国の泊地域の緊急時対応という避難計画ございますけれども、こちらの中で、北海道がですね、責任を持って避難対象区域のバスを要請し派遣させるというふうになっておりま

すので原子力災害においては、町村内で何かするという事は特になくですね、北海道にバスを要請し、それに対して避難を行うといったような形になっております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）普通の災害の場合でも、バスの手配とかそういうのは書いてあるというか、一応計画はしてあるんですか。

○議長（横関一雄）濱田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）只今のご質問にお答えします。

通常の災害といいますか、一般災害ということで、自然災害を想定したということで解釈させていただきますけれども、そちらにつきましてはですね、通常の防災計画の方で仁木町の方で必要であればバスを要請し、あとはもしくは仁木町の公用車等を使いながらですね、必要な避難所の方に避難させるというような計画になっております。更に加えてですね、イナホ観光と協定を締結しておりますので、そちらの協定を基に避難を要請するという事になっておりまして、防災訓練の中で繰り返し確認をしているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）前回の質問で、要配慮者利用施設の避難計画は策定済みとありましたけれども、内容は十分把握しておりますでしょうか。一時避難所に移動するとしていましたけれども、どここの避難所に行くのか、車椅子で移動できる車は何台あるのか、そういうことも計画はありますか。

○議長（横関一雄）濱田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）只今のご質問にお答えいたします。

要配慮者の施設の広域避難先ということで、本年ですね、各広域避難先の施設に対して私どもで一つひとつ施設を回ってですね、こういった施設から避難する計画ありますよと、場合によっては協定の締結も進めたいんだというお話を進めさせていただいておりまして、顔合わせの方は済んでいるところでございます。

あと車両の避難につきましてはですね、おそらく仁木町内で保有している車両だけでは避難は当然足りなくなりますので、これは先ほど申し上げたとおりですね、国の防災計画である泊地域の緊急時対応、そちらに書かれてるとおりですね、道の方、もしくは国の方がですね、各施設に要請して、足りないストレッチャー付きの車両ですとか、そういったものは集めて必要な町村内に支給すると、そういった計画になっております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）自治体レベルでの対応が困難な場合には全国規模の実動組織による支援が実施されるとありましたけれども、北海道と北海道バス協会で定めた要領は、平成27年の前知事とのものであって、バス不足の中、新たな協定が必要と考えますが、そのところはどうか。

○議長（横関一雄）濱田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）道の方で定めた要領でございますけれども、知事が変わったからそれが無効になるとかそういうことは特にないかないかなという、その辺の心配は要らないのかなという気がしますが、ただ、今お話がありましたように状況が変わっておりますので、バスが足りない、あと人がいないと、そういうこともありますのでそういったところについてはですね、繰り返し計画の見直しですとか、あと訓練の中

でその実効性を確認する、そういったことを道の方に求めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）私は、原発事故が重なった複合災害の場合、この避難計画では本当に実効性がないと思いますし、原発を再稼働するべきではないと思います。再稼働したら電気料金が安くなるという人もいますけれども、北電は防潮堤の高さ不足や液状化対策の追加工事で5150億円かけて、テロ対策費を含めると計6270億円もかかるとしています。更に泊村に核燃料の荷揚げ用港湾と専用道路を造ると発表していますが、今回の審査対象ではなく費用も未定です。これで果たして原発再稼働で電気料金を引下げられるのか疑問を持たざるを得ません。原発は膨大な費用なしに存在し得ないエネルギーです。北電がどれだけ備えを続けても、どれだけ安全だと言われても核ごみを増やすわけにはいきません。30km圏内の避難計画作成は義務付けされているのに、再稼働の地元同意に関する協議体には入っていませんけれども、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）100%安全ということはですね、現実的でないわけでありまして、車の場合でも己が安全運転を行っても不慮の事故に遭うケースだってありますし、事故を恐れて運転をしないことにはならないのが正直なところだというふうに思っています。ただ、我々が生活の上で電力を使用することも避けては通れない事実でありまして、ただ、東日本大震災福島第1原発事故以降、電力供給に関して言えば、私自身のこれまでの主張としては、新しい技術を含め、再生可能エネルギーなどを最大限に活用すること、そうしたことを通じて供給量を確保していくことを目指す必要があるというふうに、これまで重々主張してきたわけでありまして、ただ現状として、再生可能エネルギーに対する理解もなかなか進まず、安定的な事業化が難しい中、さらには放射性廃棄物の処理の問題など解決しなければならない問題というのは山積しており、このまま答えが見い出せない状況下で、将来の国づくりが進められないことは国民の多くが懸念をしております。これだけ長期間、規制委員会の厳しい審査を経て振り出しに戻ることは、さらなる国益の低下を招くことになりまして、いずれにしても現実的かつ責任あるエネルギー政策をですね、国を掲げて取り組むべきであると同時に将来のカーボンニュートラルな社会に向けて取組を進めていくべきだというふうに私自身思っている次第でございますので、その辺の部分、町としても考慮しながらこれからの計画を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）30km圏内の協議体に、自治体として意見を言う場に入りたいということは言っていないませんでしたか。

○議長（横関一雄）濱田総務課参事。

○総務課参事（濱田敬司）只今のご質問にお答えいたします。

おそらく只今のお話ですと、道新の記事に載っていたそういった地元同意の範囲に対してどうかということで、希望としましては、UPZ圏、当然本町についてもUPZで避難計画の策定が義務付けられているといったことがありますので、そういった地元同意の範囲には含めていただきたいと。そういった要望の方はさせていただいているところでございます。しかしながらですね、これについては原子力の確認協定ということで、自治体としては原発の再稼働等について確認させていただくと、そういったことはでき

るんですけども、地元同意の範囲、これは法律的に何も定まったものではございませんので、道としてもですね、国が判断すべきことと。最終的には国が判断すべきことということでございますので、最終的にどうなるかということは、要望は出しますけれども判断するのは国かなというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）今まで町長は再稼働反対かなというふうに私は思っていたんですけども、やはりこういうふうに状況は変わってくると難しい問題なのかなというふうに思いますけれども、やはり自動車事故とは違うと思うんですね。初めから原発というのは、どうしようもない核ごみも出してきましたし、日本にそういう果たしてごみを処理する場所はこれからも絶対あらわれないと思うんですけども、そういうものを稼働すると増えていく、そういう原発の近くにいる者として、やはりこの再稼働には反対してほしいと思っていましたけれども、安全が国の基準で定められたらそれは仕方がないというふうになるんでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）私自身これまで反対したことというのは、今まで一度もなく、ただ慎重的な立場で主張をしてきたことは事実であります。ですのでこれまで12年間の間、いくらこの再稼働について様々な課題を国や道が方向性を示せてくれたのかと言っても、なかなか未だにそれが無いような状況でありながら、またそれに替わる再生可能エネルギーの、先ほども申し上げましたけれども、問題に対してもなかなか方向性が見い出せないまま、果たしてこのまま10年間、20年間、国としてこれを見過ごすことができるのかといっても、そういった状況にはならないというふうに私自身は思います。やはり厳しい規制委員会ですね、落としどころがなかなか難しかったのは事実でありますけれども、ある一定程度の適合しているという判断を下したということは、それなりの安全性をクリアしたものとして判断されたものというふうに私自身受け止めておりますし、まだまだ解決しなければならない問題はございますけれども、それも同時進行で国又は規制委員会がですね、これから大きな課題として進めて解決しなければならないというふうに私自身受け止めておりますので、今後も慎重である立場は変わりはありません。ですので、今一定の判断として規制委員会が下した判断に私たちは従わざるを得ないというのが私の思いでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）以上で終わります。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

日程第9 議案第1号

令和6年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第2号

令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第3号

令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第4号

令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計決算認定について

○議長（横関一雄）日程第9、議案第1号『令和6年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』ないし、日程第12、議案第4号『令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計決算認定について』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました議案4件につきまして提案説明をさせていただきます。

議案第1号でございます。令和6年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第2号でございます。令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第3号、令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第4号でございます。令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計決算認定について。地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上、議案第1号から議案第4号まで一括提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本決算認定については、木村議会運営委員会委員長の報告のとおり、議長及び長期欠席中の前田議員を除く7名の委員で構成する令和6年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長及び長期欠席中の前田議員を除く委員7名で構成する令和6年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することに決定しました。

それでは、令和6年度各会計決算特別委員会委員により、正副委員長を互選願います。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時50分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

休憩中に正副委員長の互選が行われ、その結果報告がまいりましたので報告いたします。

令和6年度各会計決算特別委員会委員長に野崎議員、副委員長に山内議員が互選されました。閉会中の審査よろしく願いいたします。

資料要求の件について、お諮りします。本決算特別委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求することに決定しました。

日程第13 議案第5号

令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第13、議案第5号『令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4458万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1006万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第5号、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。10款、地方特例交付金から22款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額4458万6000円を追加し、補正後の合計を52億1006万2000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額4458万6000円を追加し、補正後の合計を52億1006万2000円とするものでございます。

3ページ、第2表 地方債補正、変更でございます。橋りょう補修事業につきまして、国庫補助金の減額により、地方債限度額を2070万円に増額し、町道仁小中線整備事業につきましても国庫補助金の減額により地方債限度額を2630万円に増額するものでございます。

5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで全ての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで全ての科目を載せ

たもので、右側の財源内訳は、国道支出金が1772万5000円の減、地方債が480万円の増、その他が1099万5000円の増、一般財源が4651万6000円の増となっております。

7ページをお開き願います。歳入でございます。10款、1項、1目、地方特例交付金につきましては、今年度の交付金確定により9万3000円の減額でございます。

8ページをお開き願います。11款、1項、1目、地方交付税につきましては、今年度の普通交付税の確定により1億456万4000円の追加。

9ページ、15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金につきましては、手話奉仕員養成講座事業負担金の増に伴う地域生活支援事業費等補助金及び障害者福祉システムの改修に係る補助金52万円の追加、4目、土木費国庫補助金は、道路整備及び橋りょう補修工事に係る補助金の交付決定により1878万3000円の減額でございます。3項、委託金、1目、総務費委託金は、事務用端末購入に係る委託金36万8000円の追加、2目、民生費委託金は、年金生活者支援給付金システムの改修経費に対する委託金14万3000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。16款、道支出金、2項、道補助金、2目、民生費道補助金につきましては、手話奉仕員養成講座事業に係る地域生活支援事業費道補助分2万7000円の追加。

11ページ、18款、1項、寄附金、1目、一般寄附金につきましては19万円の追加でございます。

12ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため6449万1000円の減額、2目、ふるさと振興基金繰入金は、ふれあい遊トピア公園内ロッジ新設に係る地質調査費の補正により599万5000円の追加。

13ページ、21款、諸収入、4項、受託事業収入、1目、教育費受託収入につきましては、令和7年度分学校給食運営費の収入見込により1万6000円の減額。5項、4目、雑入は、令和6年度の北後志消防組合負担金の精算、雪害によるスキー場圧雪車庫の外壁補修に係る共済金の他、令和6年度分学校給食運営費の精算により1136万2000円の追加でございます。

14ページをお開き願います。22款、1項、町債、4目、土木債につきましては、地方債補正で説明したとおりでございます。

15ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、8目、ふるさとづくり事業費につきましては、一般寄附の積立て及びふるさと納税の先行受付の増加に伴う返礼品贈呈経費の増により積立金1718万円の減額。3項、1目、戸籍住民登録費は、中長期在留者住所地等記録用端末の購入費16万5000円の追加。6項、1目、監査委員費は、代表監査委員再任に伴う報酬等の不用額8万1000円の減額でございます。

17ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては、大江コミュニティセンターのドア修繕費用5万4000円の追加、4目、心身障害者特別対策費は、法改正に伴う障害者福祉システムの改修及び講座受講者の増加に伴う負担金並びに平成6年度障害者自立支援給付金の国・道への返還金合わせて225万2000円の追加、5目、国民年金事務費は、年金生活者支援給付金システムの改修経費14万3000円の追加でございます。

19ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費、4目、環境衛生費につきましては、来年度解体を予定する北後志衛生センターの残処理において、汚泥処理機器の故障により新たに発生する汚泥処理費用に係る衛生組合負担金2103万8000円の追加でございます。

20ページをお開き願います。7款、1項、商工費、2目、商工振興費につきましては、先行受付の寄附増加による業務委託料1738万円の追加でございます。

21ページ、8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費につきましては、町民スキー場ロッジ新設に伴う除雪経費及び地質調査に係る委託料759万円の追加、2目、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費は、補助金の減額決定に伴う財源内訳の変更でございます。4目、橋りょう維持費は、基準値を超えるポリ塩化ビフェニル（PCB）の含有量が検出された七曲橋の塗膜除去補修工事に係る実施設計委託料820万9000円の追加でございます。

22ページをお開き願います。10款、教育費、6項、保健体育費、3目、学校給食費につきましては、赤井川村からの令和7年度学校給食受託収入の減額による財源内訳の変更、4目、スキー場管理費は、圧雪車車庫の外壁補修工事費用501万6000円の追加でございます。23ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。3番・木村議員

○3番（木村章生）民生費の中の17ページ、大江コミュニティセンターの先ほどの修繕費、となっていました、これは何を直す経費なんでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）仁木町大江コミュニティセンターのドアに関する修繕に関する経費のご説明でございます。こちら経過としましては、7月16日にですね、風除室のドアが閉まらなくなったということで報告がありました。こちら担当課としても現地確認をしたところ、正面入り口の玄関がですね、開け閉めできなくなったということで横のドアから入ってもらうように措置をしたところです。それで、業者に確認してもらったところですね、原因がおそらく熱伸びではないかと。熱伸びというのはですね、今年の猛暑によりですね、温度が上昇してドア部分が膨張して、枠に引っかかって開かなくなってしまったということで、こちらは近隣ですね、公共施設ですとか一般の施設でもそういったものが最近見られてきているということで伺っております。以上でございます。

○議長（横関一雄）3番・木村議員。

○3番（木村章生）先ほどのドアなんですけれども、私も確認して横のドアから入っているような現在の状況なんですけれども、熱でサッシがあんなに曲がるものなのでしょうか。近年多くなってきているとは、今説明がありましたけれども、果たして本当に熱なものなのか、それとも冬ですね、あそこの上には雪がたくさん載るんですけれども、重量計算とかそういう関係であそこが曲がったり、そういうことはないのでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）熱伸びということで業者の方から説明がございまして、こちら大江コミュニティセンターを施工した業者の方に見てもらっていて、それでさらにですね、専門のドアサッシの業者に見てもらったところ、熱伸びではないかと。それで担当課としましてですね、雪ですとか、冬期間による影響はないかということを確認したところですね、設計等も含めてそういったことは考えにくく、やはりちょっと直射日光が当たったりしているという部分での熱伸びではないかということでの説明でございました。それでこちらの対策につきましてはですね、細い溝、いわゆるスリットを入れることによりです

ね、部材が伸び縮みする際の逃げ道をつくるということで、今後は切り込みという対処方法で部材のゆがみを防ぐことを考えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）3番・木村議員。

○3番（木村章生）両側やるんでしょうか。私が見た感じでは反対側のドアももう結構ゆがんできているんですけども、両方やる経費がこの経費なんですか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）今考えているのはですね、片側、ゆがみがひどい部分でございまして、もう片側の方はですね、まだ開け閉めできるというところでそこは考えていないところでございます。ただ、今後の状況を見ながらですね、そこは注視していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）3番・木村議員。

○3番（木村章生）また同じような、先ほども言いました反対側も十分見てもらってですね、今後こういうふうなことがないように、今後進めていただきたいと思います。

次にですね、21ページの土木費なんですけれども、中段のふれあい遊トピア公園の先ほど、整備事業というか、整備に予算を取っているんですけれども、これはどのような整備をするんでしょうか。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）只今の質問にお答えいたします。

今回のこの事業につきましては、来年度ですね、仁木町民スキー場のロッジがパークゴルフ場の駐車場の部分、あそこに移設するのに伴いまして、その建設費用の積算に資する資料の収集のために地質調査の方を実施させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（横関一雄）3番・木村議員。

○3番（木村章生）すいません。来年度という説明でしたけれども、来年度、もう一度何に係る経費なんですか。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）申し訳ありません。上の方の施設管理委託料の方ですかね。

申し訳ありません。今下の方の地質調査の方、ご説明してしまいまして申し訳ありませんでした。

上の方のですね、施設の管理委託料の方ですが、こちらにつきましては、今年度からですね、仁木町民スキー場のロッジをですね、現在のパークゴルフ場の管理棟の方に機能を移させていただいて、あちらの方でお客様駐車場とかを利用されるのに伴いまして、現在のパークゴルフ場の前にあります駐車場、あそここのところは、今のところ現在の仕様書では、除雪範囲に入っていないもので、あちらの方の除雪も必要になってくだろうということで、除雪費の方を委託料として積んでおります。以上です。

○議長（横関一雄）3番・木村議員。

○3番（木村章生）上の方の委託料の方は、今の説明で除雪料の概算だと。先ほど言いました地質調査というのは何をするんでしょうか。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）すいません。また再度の説明になってしまうんですけれども、来年度ロッジを下の駐車場の部分に新設する。今年度はパークゴルフの管理棟を暫定的にロッジとして使用するんですけれども、来年度以降は駐車場に新たに施設を設けまして、そちらの方にパークゴルフ場の受付とスキー場

のロッジの機能集約した建物を建設するということになっております。それで、去る7月にですね、パークゴルフ協会ですとか、指定管理者、町とスキー連盟、赤十字パトロール、そちらの方に集まっていたいてその協議を行いまして、設置場所が確定しましたので、そちらの方の地質調査ですね、基礎の深さですとか、そういった積算に資する基礎資料の収集という目的で地質調査の方を実施させていただきたいと思っています。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）今、木村議員が質問した21ページですが、地質調査というのは、来年度分と言うんだけれども、今年からスキー場はオープンするんですよね。ロッジとかそういうのは来年度ということですか。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）只今の嶋田議員の認識のとおり、来年度ロッジの方は新設という形になっております。今年度は既設の建物、パークゴルフの管理棟なんですけれども、そちらの方をスキー場の受付としまして運用させていただくこととしておりまして、来年度新たにロッジの方を新設するという形になっております。以上です。

○議長（横関一雄）8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）やるのであれば、年内にやってほしいんだけれども、どうせであればね。ただ、この地質調査という部分では、これ何箇所ぐらいやるのでしょうか。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）一応ですね、場所的には設置箇所はもう決まっておりますので、その箇所というふうに考えております。1か所ということになります。以上です。

○議長（横関一雄）8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）まあそれぐらいでこれだけの金額がかかるというんだけれども、実際にやるのであれば本当に年内にやっていただければと思うんだけれども、その年を越した理由とかそういうのはあるのでしょうか。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）今年地質調査を行う理由としましては、来年度新設工事を行うに当たって、基礎の深さですとか、そういった新設に係る工事費の積算に関わってくる部分ですので、今年度実施したいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第5号『令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号

令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第14、議案第6号『令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号、令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第6号、令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、国民健康保険税を2306万円の追加。4款、繰入金を2306万円減額し、補正前補正後の合計額は、同額の1億8719万円でございます。

2ページをお開き願います。歳出の補正はございません。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から7款、国庫支出金まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで全ての科目を載せたものでございます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、1目、国民健康保険税につきましては、収入見込みにより2306万円の追加でございます。

6ページをお開き願います。4款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、国保税の収入見込により2306万円の減額でございます。以上で議案第6号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を採決

します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号

令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第15、議案第7号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号、令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1003万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9474万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第7号、令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料を補正いたしまして、歳入合計額に補正額1003万7000円を追加し、補正後の合計を9474万9000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、後期高齢者医療広域連合納付金を補正いたしまして、歳出合計額に補正額1003万7000円を追加し、補正後の合計を9474万9000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、国庫支出金まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳は一般財源が1003万7000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料につきましては、収入見込により268万9000円の減額、2目、普通徴収保険料は、収入見込により1272万6000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料納付金1003万7000円の追加でございます。以上で議案第7号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第8号

仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第8号『仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第8号、仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年仁木町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第8号、仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

本条例は、公職選挙法が公費による選挙費用を負担する選挙公営制度を設けていることを踏まえ、仁木町の選挙においても法に定める選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成について、公費負担するために整備した条例です。この度の条例改正は、物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙運動に関し公営に要する限度額を引き上げる公職選挙法施行令の一部改正があったことによるものです。仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における公費負担について定めている同条例は、公職選挙法施行令と同じ限度額を規定しておりますので、改正後の施行令で定める額と同額に改正するために条例の一部改正を行うものでございます。改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明い

たします。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。主な改正点をご説明いたします。第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続の改正は、公費負担の1枚当たりの作成単価の限度額を「7円73銭」から「8円38銭」に増額改定するものです。次に、第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続の改正は、ポスター作成費用の印刷費用単価限度額を「541円31銭」から「586円88銭」に増額改定するものです。附則につきましては、施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行し、2.適用区分は、改正後の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるというものであります。以上で議案第8号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第9号

仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第9号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第9号、仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成2年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第9号、仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正

する条例制定について、ご説明いたします。

令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、民間労働法制の施行（令和7年10月1日）から遅れることなく実施することとされたことから、所要の改正を行うものであります。主な改正点は、本人又は配偶者が妊娠又は出産したこと等を申し出た職員や3歳に満たない子を養育する職員に対し、出生時両立支援制度の請求に係る意向確認等の条文追加です。改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第17条、介護休暇は条文追加による条項ずれの改正です。18条の2、妊娠、出産等についての申し出をした職員等に対する意向確認等の追加です。任命権者が講ずる職員本人又は配偶者が妊娠又は出産したこと等を申し出た職員や3歳に満たない子を養育する職員に対し、出生時両立支援制度の請求に係る意向確認の措置等を規定するものです。18条の2、18条の3は、条文追加による条項ずれの改正です。附則第1項は施行期日の定め、第2項は経過措置であります。以上で議案第10号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第10号

仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第10号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第10号、仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の育児休業等に関する条例（平成4年仁木町条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第10号、仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

議案第9号同様、令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、職員の部分休業の取得パターンの多様化について、民間労働法制の施行（令和7年10月1日）から遅れることなく実施することとされ、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。主な改正点は、部分休業の取得について従来の1日2時間までから、1日2時間以内又は1年で10日相当の選択が可能になるなどの条文追加です。改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。主な改正点をご説明いたします。第1条の改正は、地方公務員法の育児休業等に関する法律の規定の追加です。第18条、部分休業をすることができない職員の改正は条文の整理です。第19条第1号、部分休業の承認の改正は、今まで同様の1日2時間以内の取得パターンを、第1号、部分休業と規定し、選択した場合の承認に関する条文の整理です。

2ページ、第19条の2、第2号部分休業の承認の追加は、新たな1年で10日相当の取得パターンを第2号部分休業と規定し、選択した場合の承認に関する規定の追加です。第19条の3、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間の追加は、新たな1年で10日相当の取得パターンの第2号部分休業の1年の期間を定める規定の追加です。第19条の4、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間の追加は、新たな1年で10日相当の取得パターンの第2号部分休業の年間時間の規定の追加です。第19条の5、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情の追加は、第1号部分休業と第2号部分休業の申し出の内容を変更できる特別の事情の規定の追加です。第20条、部分休業をしている職員の給与の取扱いは、部分休業の法の規定の追加です。附則につきましては、施行期日の定め、経過措置を規定するものでございます。以上で、議案第10号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第11号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協約について

日程第20 議案第12号

北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協約について

日程第21 議案第13号

北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協約について

○議長（横関一雄）日程第19、議案第11号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協約について』ないし、日程第21、議案第13号『北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協約について』以上3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました議案3件につきまして提案説明させていただきます。議案第11号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協約について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を別紙のとおり変更するための協約をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第12号のページをお開き願います。議案第12号、北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協約について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更するための協約をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第13号のページをお開き願います。議案第13号、北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協約について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道市町村総合事務組合理約を別紙のとおり変更するための協約をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

以上議案3件の一括提案説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第11号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協約から、議案第13号、北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協約までの規約変更にかかる協約につきまして、一括でご説明いたします。

この度の3つの規約変更に係る協約につきましては、それぞれの組合から「江差町・上ノ国町学校給食組合」の解散に伴う脱退により規約の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第11号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協約につきまして、ご説明いたします。北海道町村議会議員公務災害補償等組合とは、組合町村の議会議員の公務上の災害に対する

補償に係る事務を共同で処理することを目的に設置された組織であります。改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。改正箇所につきましては、別表1から「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものであります。施行期日につきましては、総務大臣の許可の日から施行するものであります。

続きまして、議案第12号、北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。北海道市町村職員退職手当組合とは組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同で処理することを目的に設置された組織であります。改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明します。

新旧対照表1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。なお、アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。改正箇所につきましては、別表(2)一部事務組合及び広域連合の表、檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものであります。施行期日につきましては、総務大臣の許可の日から施行するものであります。

続きまして、議案第13号、北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。北海道市町村総合事務組合とは、市町村の非常勤職員及び一部事務組合等の非常勤消防団員等の公務上の災害に対する損害補償に関する事務又は非常勤消防団員の退職報奨金等の支払事務等を共同で処理することを目的に設置された組織であります。改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側改正案となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。改正箇所につきましては、別表第1、檜山振興局(11)の項中、「(11)」を「(10)」に改め「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものであります。次に、別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものであります。施行期日につきましては、北海道知事の許可の日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題3件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案ごとに、討論・採決を行います。

それでは、議案第11号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号『北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

日程第22 議案第14号

令和7年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第22、議案第14号『令和7年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第14号、令和7年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の締結について。令和7年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22

年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年仁木町条例第11号)第2条の規定により、議会の議決を求める。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、契約の相手方は、余市郡余市町大川町15丁目6番地1、和田建設工業株式会社 代表取締役社長 和田哲也であります。契約金額は6688万円であり、うち消費税及び地方消費税分が608万円となっております。工期は令和7年9月30日から令和8年3月19日までとなっております。

詳細につきましては、関建設課参事よりご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄) 関建設課参事。

○建設課参事(関 雅樹) 議案第14号、令和7年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

町の条例により工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は6748万5000円でありましたので、本定例会に上程してございます。

お手元の入札結果一覧表1ページをお開き願います。指名業者につきましては、単体業者5者を指名し、9月16日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、和田建設工業株式会社が落札しております。落札金額につきましては6080万円でありまして、この金額は入札書比較価格6135万円に対し99.1%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては6688万円。予定工期につきましては、令和7年9月30日から令和8年3月19日でございます。

続きまして、2ページ目をお開きください。主な工事内容につきましては、仁木町尾根内地内の普通河川上尾根内川の施工予定範囲に、掘削工、盛土工、もたれ式擁壁による護岸工事及び根固めブロック等を設置する工事でございます。以上で議案第14号の説明を終わります。

○議長(横関一雄) 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(横関一雄) 「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(横関一雄) 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『令和7年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横関一雄) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号『令和7年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第23 同意第4号

仁木町教育委員会委員の任命について

○議長（横関一雄）日程第23、同意第4号『仁木町教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第4号、仁木町教育委員会委員の任命について。仁木町教育委員会委員 加藤浩子は、令和7年9月30日にその任期を満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、下記の者を仁木町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町長 沢南13番地1、加藤浩子、昭和39年8月3日生まれでございます。

加藤浩子氏の経歴につきまして、ご説明いたします。学歴といたしましては、昭和58年3月市立札幌藻岩高等学校を卒業、昭和60年3月旭川福祉専門学校を卒業でございます。職歴といたしましては、昭和60年4月社会福祉法人 札幌この実会に就職され、その後、平成2年4月から平成4年3月まで社会福祉法人 櫻ヶ丘学園に勤務された他、平成15年から平成23年まで仁木町教育委員会の臨時職員や銀山小学校の支援員、仁木町役場の臨時職員として勤務されております。団体役員等といたしましては、平成19年4月から現在まで銀山母と子の読書会会長、平成28年4月から現在まで仁木町民生委員・児童委員を務められております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、委員の任命に当たり、平成29年10月1日から仁木町教育委員に選任されております加藤浩子氏が教育委員会委員に適任と考えるので、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時07分

再 開 午後 1時12分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

これから、同意第4号『仁木町教育委員会委員の任命について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第4号『仁木町教育委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔場内、全員起立〕

○議長（横関一雄）「全員起立」です。

したがって、同意第4号『仁木町教育委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

日程第24 同意第5号

仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（横関一雄）日程第24、同意第5号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第5号、仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について。仁木町固定資産評価審査委員会委員 兼重克子は、令和7年12月13日にその任期を満了するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、下記の者を仁木町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和7年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町大江2丁目290番地、兼重克子、昭和46年1月30日生まれでございます。

兼重克子氏の経歴について、ご説明させていただきます。平成元年3月に北海道仁木商業高等学校を卒業された後、平成元年3月から平成3年8月まで丸岡眼科医院に、平成3年10月から平成4年3月まで北海道小樽土木現業所に、平成4年4月から平成8年12月まで株式会社北海道ニッカサービスに勤務されておりました。また家庭においては平成9年2月に兼重隆幸氏と婚姻され、ともに農業に従事し現在に至っております。この間、農業振興をはじめ、地域活動にもご尽力されており、様々な職種をとおして識見も豊かであります。正確性・信頼性のある精度の高い評価が求められている固定資産の評価において、兼重克子氏は令和4年からの1期3年間、固定資産評価審査委員の実績からも適任であり、再任いたしたいと考えますので、議会のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第5号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、これに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔場内、全員起立〕

○議長（横関一雄）「全員起立」です。

したがって、同意第5号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』は、同意することに決定しました。

日程第25 意見案第3号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第25、意見案第3号『適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める

意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の3ページです。意見案第3号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和7年9月24日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、4ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第3号『適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第3号『適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第26 意見案第4号

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第26、意見案第4号『安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の5ページです。意見案第4号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和7年9月24日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、6ページに記載のとおりです。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第4号『安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第4号『安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第27 意見案第5号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

○議長（横関一雄）日程第27、意見案第5号『国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の7ページです。意見案第5号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和7年9月24日提出。提出者は私、嶋田 茂。賛成者は、宮本幹夫議員です。意見書の内容につきましては、8ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第5号『国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第5号『国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書』は、原案のとおり可

決されました。

日程第28 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第28『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

木村議会運営委員会委員長、嶋田議会広報編集特別委員会委員長より各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第29 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第29『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

野崎総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時26分

再 開 午後 1時26分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和7年第3回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、ご可決を賜り御礼を申し上げます。

また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆さまから賜りました多くのご意見、ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいります。

さて、先週末、仁木フルーツ＆ワインマラニック2025が開催され、550名近い方々に参加いただきました。私も11kmコースのグループに参加し、改めて仁木町の魅力について再認識したところであります。一緒のグループの方々と走ったり歩いた中で、多くの参加者と言葉を交わし、本イベントの可能性を感じさせていただきました。年々リピーターの方々が増え、参加者同士の顔見知りが増えており、本イベントを通じて、交流を深めている印象を受けましたが、口コミで次第に参加者が増えるということは、町に関係人口

が生まれ、私自身冥利に尽きる思いであります。また早い時期から準備を進めていただきました実行委員会の皆さま、ご協力いただきました地元関係者、町内外の各企業・団体の皆さまに対しまして感謝の念に堪えません。今後も本イベントを形骸化させることなく、常に新たな本町の魅力を感じていただけるものにするべく努めてまいり所存であります。そして同じ週末、先週末、前線と低気圧の影響で北海道は記録的な大雨となり釧路地方と十勝地方で線状降水帯が発生したとして、顕著な大雨に関する情報が気象庁より発表されました。北海道で線状降水帯の発生が発表されるのは初めてとなります。昨今全国各地で線状降水帯による被害が多発しており、これまでの台風による被害とは違い、災害の危険度が急激に高まるおそれがある集中豪雨から身を守る備えをしていかなければなりません。これまでの認識を改め、刻々変化する気象状況に対し、行政としても引き続き住民の安全確保を第一に対策を講じてまいります。

最後になりますが、議員各位には、季節の変わり目に当たりくれぐれもご自愛くださいますよう心からご祈念申し上げますとともに、来月には令和6年度各会計決算審査が控えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年第3回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 1時30分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第3回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和7年9月24日（1日間）
（開会 ～ 午前9時30分 ／ 閉会 ～ 午後1時30分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	令和6年度決算に基づく健全化判断比率報告書	R7.9.24	報 告
報告第2号	令和6年度決算に基づく資金不足比率報告書	R7.9.24	報 告
議案第1号	令和6年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	R7.9.24	令和6年度 各会計決算 特別委員会 付 託
議案第2号	令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について		
議案第3号	令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について		
議案第4号	令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計決算認定について		
議案第5号	令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第3号）	R7.9.24	原案可決
議案第6号	令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	R7.9.24	原案可決
議案第7号	令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	R7.9.24	原案可決
議案第8号	仁木町議会議員及び仁木町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.9.24	原案可決
議案第9号	仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.9.24	原案可決
議案第10号	仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.9.24	原案可決
議案第11号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について	R7.9.24	原案可決
議案第12号	北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について	R7.9.24	原案可決
議案第13号	北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について	R7.9.24	原案可決
議案第14号	令和7年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の締結について	R7.9.24	原案可決
同意第4号	仁木町教育委員会委員の任命について	R7.9.24	同意可決
同意第5号	仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について	R7.9.24	同意可決
意見案第3号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書	R7.9.24	原案可決
意見案第4号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書	R7.9.24	原案可決
意見案第5号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	R7.9.24	原案可決